



アジサイ

FP NEWS

TAX & ASSET
MANAGEMENT



(編集発行人)

ザイコム・ジャパン株式会社

代表取締役 **吉田 聡**

〒102-0093
東京都千代田区平河町1-7-22
万代半蔵門ビル2F

info@zaicom.jp

6月

(水無月) JUNE

日	14	28
月	1	29
火	2	30
水	3	
木	4	
金	5	
土	6	20
日	7	21
月	8	22
火	9	23
水	10	24
木	11	25
金	12	26
土	13	27

6月の税務と労務

- | | |
|--|--|
| 国 税 / 5月分源泉所得税の納付
6月10日 | 地方税 / 個人の道府県民税及び市町
村民税の納付(第1期分)
市町村の条例で定める日 |
| 国 税 / 所得税の予定納税額の通知
6月15日 | 労 務 / 健康保険・厚生年金保険被
保険者賞与支払届
支払後5日以内 |
| 国 税 / 4月決算法人の確定申告(法
人税・消費税等) 6月30日 | 労 務 / 児童手当現況届(市町村役
場に提出) 6月30日 |
| 国 税 / 10月決算法人の中間申告
6月30日 | |
| 国 税 / 7月、10月、1月決算法人の消
費税等の中間申告(年3回の
場合) 6月30日 | |

ワンポイント 国民負担率

租税負担及び社会保障負担を合わせた公的負担の国民所得に対する比率。財務省によると、2020年度は44.6%と過去最高の見通しです。なお、OECD加盟国と2017年実績で比べると、日本(43.3%)は比較可能な35カ国のうち下から9番目で、最高はルクセンブルグの93.7%、最低はメキシコの21.1%です。

令和二年度税制改正

オープンイノベーション促進税制の創設

令和二年度税制改正では、政府が推し進める持続的な経済成長の実現、経済社会の構造的変化への対応等の観点からの目玉政策として、国内の事業会社等が一定のベンチャー企業へ出資した場合に課税の特例が受けられる「オープンイノベーション促進税制」が創設されました。

この税制措置は、自社にない革新的な技術を手に入れるとともにベンチャー支援にも繋がります。欧米では既に行われてい

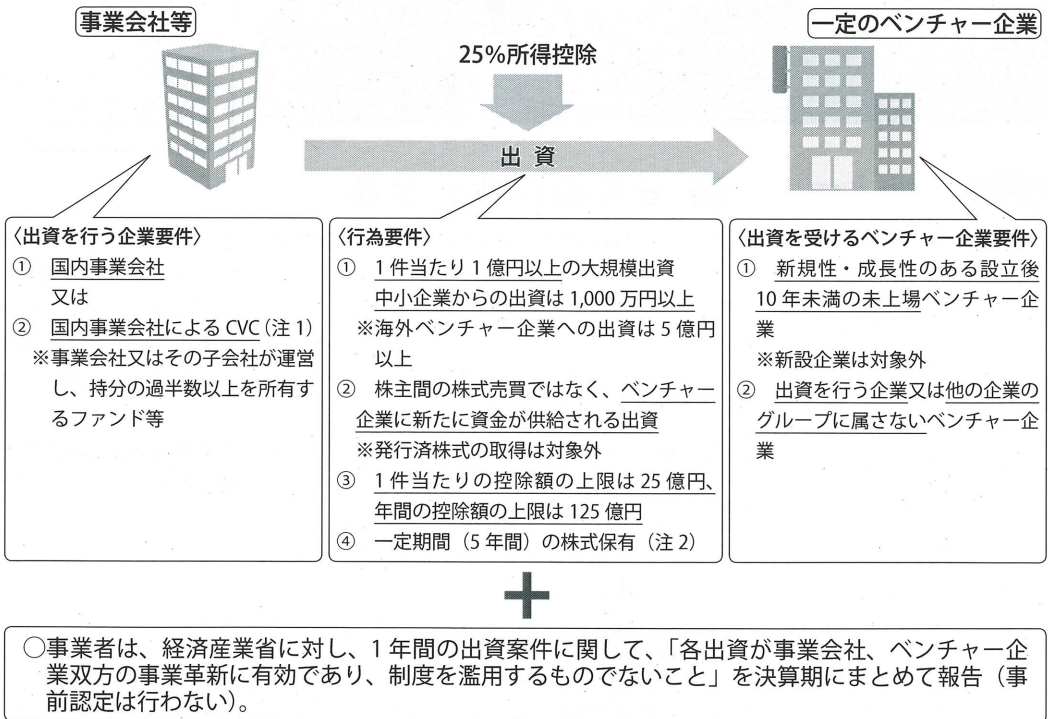
また、大企業はもちろんですが、中小企業にとっても、自社の経営資源の不足を外部リソースで補う取組みは、技術やノウハウ面等において大きな効果を発揮する場合があります。

革新的な技術を有するベンチャー企業とのオープンイノベーションは、今後ますます重要となつてきますので、制度の内容等を確認しておきます。

1 制度創設の背景

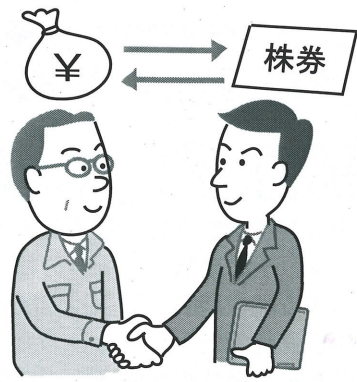
既存企業が従前の閉鎖的でコストの高い自己開発にこだわることなく、新たな分野に投資するなど自ら事業革新を進めることは、この時代において企業が生き残るために必要不可欠となっています。そのため手段として、新しい技術・ノウハウ等を持つオープンイノベーションの担い手であるベンチャー企業と協働し、オープンイノベーションの取組みを重点的に進めていくことが重要であることから、税制面からの支援として、事業会社による一定のベンチャー企業への出資に対し、極めて異例の措置として出資の一定額の所得控除を認めることとなりました。

なお、制度では、趣旨に沿うよう経済産業大臣の確認や、一定期間内に投資株式を処分等した場合の取戻しの規定も設けられています。



(注1) CVCとは、事業会社によるベンチャーキャピタルのことを指す。

(注2) 5年間以内に株式を譲渡した場合や配当の支払いを受けた場合等には、控除額を益金算入。



2 制度の概要

青色申告書を提出する法人で特定事業活動を行う法人（以下「対象法人」といいます。）が、令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に一定のベンチャー企業の株式（特定株式）を取得し、かつ、これをその取得した日を含む事業年度末まで有している場合において、その特定株式の取得価額の二五%以下の金額を特別勘定の金額として経理処理したときは、その事業年度の所得金額を上限にその経理処理した金額の合計額を損金に算入することができます（前頁図表参照）。

ただし、特別勘定として経理処理した金額（上限一二五億円）が限度となります。

また、取得日から五年の間に、特定株式の譲渡その他の取崩し事由に該当することとなった場合には、その事由に応じた金額を取り崩して益金の額に算入されます。

3 対象法人

特定事業活動を行う法人（対象法人）とは、自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指す株式会社やCVC（コーポレートベンチャーキャピタル）をいいます。

4 特定株式

適用対象となる特定株式とは、産業競争力強化法の新事業開拓事業者のうち同法の特定事業活動に資する事業を行う内国法人（既に事業を開始しているもので、設立後十年未満のものに限る。）又はこれに類する外国法人（以下「特別新事業開拓事業者」といいます。）の株式

のうち一定の要件を満たすことにつき経済産業大臣の証明があるものをいいます。

具体的には、以下の①～④要件となります。

- ① 対象法人が取得するもの又はその対象法人が出資額割合五〇%超の唯一の有限責任組合員である投資事業有限責任組合の組合財産等となるもの
- ② 資本金の増加に伴う払込みにより交付されるもの
- ③ その払込金額が一億円以上（中小企業者にあつては一、〇〇〇万円以上とし、外国法人への払込みにあつては五億円以上）であること。ただし、対象となる払込みに上限を設ける
- ④ 対象法人が特別新事業開拓事業者の株式の取得等をする一定の事業活動を行う場合であつて、その特別新事業開拓事業者の経営資源が、その一定の事業活動における高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことに資するものであることその他の基準を満たすこと

なお、日本企業が自社で出来ない事業を社外の力を使うことが狙いなので、グループ会社への出資は対象外とされています。

5 特別勘定の取崩し事由

適用を受けた事業会社が、特定株式の取得から五年以内に特別勘定を取り崩して益金算入となる場合としては、次のような場合です。

- ① 特定株式につき経済産業大臣の証明が取り消された場合
- ② 特定株式の全部又は一部を有しなくなった場合
- ③ 特定株式につき配当を受けた場合
- ④ 特定株式の帳簿価額を減額した場合
- ⑤ 特定株式を組合財産とする投資事業有限責任組合等の出資額割合の変更があつた場合
- ⑥ 特定株式に係る特別新事業開拓事業者が解散した場合
- ⑦ 対象法人が解散した場合
- ⑧ 特別勘定の金額を任意に取り崩した場合

高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除等の特例

事業者が、消費税の事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を受けない課税期間中に高額特定資産の仕入れ等を行った場合には、その高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の翌課税期間から当該高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間においては、事業者免税点制度の適用及び簡易課税制度を選択して申告することができません。

この「高額特定資産」とは、一の取引の単位につき、課税仕入れに係る支払対価の額(税抜き)が1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産をいいます。また、調整対象固定資産とは、棚卸資産以外の資産で、建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、鉱業権その他の

資産で消費税等を除いた税抜価格が100万円以上のものをいいます。

この「高額特定資産」のうち、他の者との契約に基づき、またはその事業者の棚卸資産若しくは調整対象固定資産として、自ら建設等をしたものを「自己建設高額特定資産」といいます。

この自己建設高額特定資産についても、建設等に要した仕入れ等の支払対価の額(事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を受けない課税期間において行った原材料費及び経費に係るものに限り、消費税に相当する額を除く。)の累計額が1,000万円以上となった日の属する課税期間の翌課税期間から当該建設等が完了した日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間においては、事業者免税点制度の適用及び簡易課税制度を選択して申告することができません。

消費税軽減税率

日当等の取扱い

従業員等が出張する際に、旅費規程等に基づいて、日当を支給することがあります。この日当のうち、その旅行について通常必要と認められる部分の金額は、課税仕入れに係る支払対価に該当します。日当は、場合によっては、飲食料品の購入などに充てられることもありますが、この場合、軽減税率の対象となるのでしょうか？

この点、出張等に際して支給する日当は、仮に従業員等が軽減税率の適用対象となる「飲食料品の譲渡」に充てたととしても、事業者は「飲食料品の譲渡」の対価として支出するものではないことから、軽減税率の適用対象となりません。

なお、従業員等が支出した実費について、事業者が従業員等から受領した領収書等を基に精算するもの(実費精算分)は、その支払いの事実に基づき適用税率を判定することとなります。

減価償却資産

「事業の用に供した日」とは？

減価償却資産の減価償却は「事業の用に供した日」から開始します。

この「事業の用に供した日」とは、一般的にはその減価償却資産のもつ属性に従って本来の目的のために使用を開始するに至った日をいいます。

例えば、機械等を購入した場合は、機械を工場内への搬入・据え付け・試運転を完了した後、

製品等の生産を開始した日が事業の用に供した日となります。

なお、事業の用に供した日とは、資産を物理的に使用し始めた日のみをいうのではなく、例えば、賃貸マンションの場合には、建物が完成し、入居がなかつたとしても、入居募集を始めていれば、事業の用に供したものと考えられます。



金融検査マニュアルの廃止

〔K信用金庫支店長・S氏（神奈川県）〕は自社の現状について、「貸し出し先を探すのに苦労している。私の支店は今や預貸率が五〇％を切っている。」そして、「ここにきて不良債権の方は一％を超えてきている。しかし以前の評判の悪かった貸しはがし等をするわけにはいかない。」と話します。

金融機関と付き合いのある中小企業経営者の方は、自社の健全性保持のためには金融機関の今後の融資姿勢や融資動向等を把握しておくべきでしょう。

この課題を読み解くカギにな

るのが、昨年十二月に発表された金融庁の「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」です。

一 金融検査マニュアルはなぜ廃止されるのか？

金融機関の融資姿勢に影響大であった「金融検査マニュアル」（以下、検査マニュアル）が、なぜ廃止になったのか、このことについて、過去に遡って考えることにします（次頁表参照）。

一九九九年七月に策定された

「検査マニュアル」は、バブル経済の後始末はできているのか、このままの貸出を行っている金融機関が、自身の健全性を保つことができるのかという危惧のもとに作られました

金融庁のこれまでの考え方は

不良債権の処理が最優先課題であった二〇〇〇年代前半までは、検査マニュアルに基づいて個別の貸出についての自己査定や償却・引当の適切性を検証し最低資本比率の充足状況を確認する最低基準検証が取り組みの中心でした。

つまり、金融機関が融資実行

にあたっては債務者区分（融資先を区分）を行った上で、担保、保証の有無等をベースに債権を分類し、貸倒引当金を算出する方法で金融機関の最低資本比率を守る（金融機関の健全性の維持）ことを義務づけたのです。

これにより金融機関は融資に当たり、「金融検査マニュアル（別表）」における債権分類基準（要約は最後に注記してありますので、ご参照下さい）を参考に融資を実行することになりました。

これは簡単に言いますと回収を最優先した貸出しであり、金融機関がリスクを取らない形式的な方法です。検査マニュアルにより、過去の業績重視の融資姿勢が二〇年間も続いたことは、事業経営者から見ると不可思議なことです。

一般経済常識から外れた金融検査マニュアル検査の弊害が出てくるのは当然です。

金融庁「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」

① 担保・保証への過度な依存、貸出先の事業の理解、目

利き力の低下といった融資行動への影響が生じた（これに対し、バブル以前には、運転資金、設備資金等の資金使途や返済財源に着目し、将来のキャッシュフローを重視した融資が行われていたとの指摘がある）。

② 過去の貸出実績のみに依拠して引当を見積る実務が定着した結果、金融機関が認識している将来の貸倒れのリスクを引当に適切に反映させることが難しくなった（個々の貸出先の債務者区分の変更により引当額を増減させる実務では将来のリスクを適切に反映させることが難しい）。

つまり、金融機関の一九九九年以前の融資について、適切な「貸出先企業の将来のキャッシュフローを重視した」リスクテイクをとったものであったと認めています。

二 金融検査マニュアル廃止後の検査・監督の進め方

では、金融庁は検査マニュアル廃止後、どの様に考えるのか。

〈表〉金融検査マニュアル廃止への経緯

	年 月
1 バブル崩壊後の検査・監督の考え方・進め方	
①不動産関連融資への総量規制の行政指導	1990.3
②大手証券会社、都市銀行の破綻	1997
③金融システム維持のために民間金融機関へ「公的資金」注入	1998.3
④複数の長期信用銀行の破綻	1998
2 金融機関の現状と課題に合わせた検査・監督の考え方・進め方	年 月
①「金融検査マニュアル」公表	1999.7
②「金融検査マニュアル」（中小企業版）公表	2002.6
③「金融検査マニュアル別冊」（事例20）公表	2015.1
④「金融検査と監督の考え方と進め方」マニュアル廃止を明記	2018.6
⑤「金融システムの安定を目標とする検査・監督の考え方と進め方（健全性基本方針）」公表	2019.3
⑥「金融検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」公表	2019.12

金融庁の考え方には、現在では多くの金融機関において最低自己資本比率の面ではおおむね充足されたとの認識が背景にあります。

一方、人口減少や高齢化の進行、国内市場の縮小、世界的な低金利環境の持続等を通じた競争下で、金融機関の経営環境は厳しさを増しています。このような環境の下では、適切なりス

① 金融機関が自らの経営理念を出発点として、これを総合的な形で経営戦略や各方針を策定し、それに即した形での将来を見通した信用リスクの特定・評価や、自己査定・償却・引当への反映を行いやすくしていく。

② 融資について、担保・保証からの回収可能性だけでなく、将来のキャッシュフローに基づく返済可能性にも着目して金融仲介機能を発揮しようとする金融機関の取組みを妨げない。

クテイクを通じた収益性の確保なしには健全性を確保できず、各金融機関の自助努力の上で運営するよう求めています。

③ 以上が検査マニュアルの作成時から廃止への流れです。

三 今後の金融機関の中小企業貸出しについて

金融庁の検査・監督の方向性から金融機関の貸出はどのように変わっていくのか手探りの状態ですが、A氏は個人的見解とした上で、こう話します。

① 金融機関が二〇年以上続けてきた融資姿勢は一気には変えない。しかし、変えようとしている。このことから経営者は複数行を粘り強く歩く必要がある。

② 三ヵ月先、あるいは六ヵ月先の自社のキャッシュフローを説明する資料（資金繰り表）を作成し、経営者自身が説明できるようにすること。

③ ②と重複することになるが、赤字、黒字企業を問わず正常な運転資金の確保を最優先にした経営を行うこと。このために負担の重い長期借入

金の軽減を図ること（長期借入金の一体化等）。

（注）

金融検査マニュアル別表の枠組みは、融資先（債務者）を正常先、要注意先（要注意先債務者のうち「三ヵ月以上延滞債権」又は「貸出条件緩和」の者を要管理先とする）、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に区分する。そして、正常先、要注意先（要管理先を含む）については、債務者区分毎の債権額に対して予想損失額を確定し、その金額に相当する額の貸倒引当金を計上する。

破綻懸念先、実質破綻先、破綻先については個別債務者毎の回収不能見込額に貸倒引当金を計上するようにしている。

つまり、融資先に対し財務内容の良、不良を区分し貸倒引当金を積みというもの。また、もう一つの基準は、融資に当たり回収の可能性（担保の裏付け）を考慮し、貸倒引当をしろという主旨のものになっている。

資金繰りをつけるに 当たっての注意点

長年、小規模事業者の経営を見ているコンサルタントA氏は、次のように話します。

「経営の持続に必要なことは、資金繰りを安定させることである。そして、業績は預金の増加に出てくるものだ」と。

経営を短期的に見るときは、より資金繰りが重要となります。では、資金繰り重視の経営を行う(資金収支を把握して経営する)方法について簡単に説明します。

具体的には、今後2か月間の資金収支見込額を把むことで、3カ月先、さらに半年先の打つべき手が見えてきます。

見込額からみて今後の経営が厳しい場合

- イ 役員報酬は生活費プラスαに削減
 - ロ 不要不急の資産の処分・換金
 - ハ 雇用調整助成金等の申請
 - ニ 銀行へ証書借入金の元金停止の相談
- 上記のことを踏まえても資金不足の場合

は、以下を行います。

- ホ 金融機関と保証協会へ追加借入を依頼
- ヘ 取引先に手形期間の延長

なお、給与カットはしないこと、街金・融通手形は厳禁です。また友人・知人・親戚からの安易な借入れは避けてください。

以下の〈資金収支の概算について〉を参考に、是非、ご自身で資金収支を計算を行ってみてください。

〈資金収支の概算について〉

- ① 預金残高の概数を把握
 - ② 月平均の固定費(人件費+家賃等物件費)×2か月分
 - ③ 今後2か月間の予想粗利益額の算定
(月商-月仕入・材料費・外注費)×2か月分
 - ④ 運転資金の収支予想額の算定
(売掛金回収額+在庫換金削減額-買掛金・支払手形額)×2か月分
 - ⑤ 今後2か月間の借入金の返済額
- 今後2か月間の資金収支計算は、①-②+③+④-⑤=2か月後の預金残高予想額

人との縁

「0.02%」。この数字は何を意味するか、お分りでしょうか。

創業30年後に生存している企業の確率です。1万社のうち20社が継続します。

F社長は、自身の会社が50年間やってこられた理由を次のように言います。

「創業以来、端子(電子部品)盤メーカーとして一業に専心してきたことと、人のご縁を大切にしてきた」、「とくに人のつながりは最も大切にしている」

F社長の保有する名刺は11,500枚。なかには、長期間懇意にしている得意先A社だけで269枚。このような具合で、得意先1社だけで10枚以上あることも珍しくありません。

同社の営業マンを得意先に行かせるときは、①行き先の会社から頂いた束になった名刺を持たせる→②営業マンは初対面の担当者に見せる→③担当者は自社の歴史を振り返り、思わず笑顔になるそうです。

闘争心と感謝心

社長就任後二年目の甲さん。
甲さんは二五歳で父親(現在は会長)の会社に入社。
入社して一八年間、会社内でリーダーシップを発揮できるようになり、徐々に事業承継の準備が完了すると思つた頃。
甲さんが父親に社長交代の話をする、即、却下。父親は甲さんに、「妹(父親の妹で会社の経理責任者)の信頼を獲得せ

よ」との課題をつきつけられました。二人は、入社以来の犬猿の仲。
そうこうしている時に、甲さんは、知り合いのボクシングジムで四人のチャンピオン経験者から話を聞く機会がありました。共通するのは、俺達は闘争心だけではなれなかった、感謝があつてこそ頂点に立てた。と。
甲さんは猛省、乙さんにお詫びと感謝を伝えました。その後、晴れて社長に就任しました。

長時間労働につながらる 取引慣行の見直し



働き方改革を推進するための

関係法律の整備に関する法律が
成立し、改正された労働時間等
設定改善法および労働時間等見
直しガイドライン（労働時間等
設定改善指針）が昨年四月一日
から適用されています。

（注）「労働時間等見直しガイド

ライン（労働時間等設定改善

指針）」は、労働時間等設定

改善法に基づく指針で、事業

主等が労働時間等の設定の改

善について、適切に対処する

ための必要事項を定めたもの

この改正により、事業主が時

間外労働・休日労働の削減に取

り組むことや、計画的な年次有

給休暇の取得促進に取り組むこ

と等のほか、他の事業主との取

引において、長時間労働につな

がる短納期発注や発注内容の頻

繁な変更を行わないよう配慮す

ることなどが定められました。

今回は、「長時間労働につな

がる取引慣行の見直し」につい

て説明します。

一 改正概要

（一）労働時間等設定改善法の改 正

事業主の責務として、次のこ
とが定められました（傍線は改
正により加わった箇所です）。（二）
においても同様）。

「事業主は、他の事業主との
取引を行う場合において、著し
く短い期限の設定及び発注の内
容の頻繁な変更を行わないこ
と、当該他の事業主の講ずる労
働時間等の設定の改善に関する
措置の円滑な実施を阻害するこ
ととなる取引条件を付けないこ
と等取引上必要な配慮をするよ
うに努めなければならない。」
（二）ガイドライン（指針）の改正
改正ガイドライン（指針）で
は、取引慣行の見直しに関し、
次のように定められました。
「個々の事業主が労働時間等
の設定の改善に関する措置を講

じて、親企業からの発注等取
引上の都合により、その措置の
円滑な実施が阻害されることと
なりかねない。特に中小企業等
において時間外・休日労働の削
減に取り組むに当たっては、
個々の事業主の努力だけでは限
界があることから、長時間労働
につながる取引慣行の見直しが
必要である。このため、事業主
は、他の事業主との取引を行う
に当たっては、例えば、次のよ
うな事項について配慮をするこ
と。

イ 週末発注・週初納入、終業

後発注・翌朝納入等の短納期

発注を抑制し、納期の適正化

を図ること。

ロ 発注内容の頻繁な変更を抑

制すること。

ハ 発注の平準化、発注内容の

明確化その他の発注方法の改

善を図ること。」

このように、中小企業等にお

いては個々の事業主の努力だけ

では時間外労働や休日労働の削

減に限界があることから、取引

先に対しても取引慣行見直しの

配慮をすることが求められるよ

うになりました。

二 親事業者と下請事業者の取引

経済産業省・中小企業庁が所
管する「下請中小企業振興法」
に基づく「振興基準」には、親
事業者と下請事業者の望ましい
取引関係が定められています。

（一）働き方改革への取組

振興基準では、次のことが定
められています。

① やむを得ず短納期発注や急
な仕様変更などを行う場合に
は、残業代等の適正なコスト
は親事業者が負担すること。
② 親事業者は、下請事業者の

「働き方改革」を阻害する不
利益となるような取引や要請
は行わないこと。

例えば、

・無理な短納期発注への納期遅

れが理由の受領拒否や減額

・親事業者自らの人手不足や長

時間労働削減による検収体制

不備に起因した受領拒否や支

払遅延

・過度に短納期となる時間指定

配送、過剰な賞味期限対応や

欠品対応に起因する短いリ

ドタイム、適正なコスト負担

を伴わない多頻度小口配送

・納期や工期の過度な年度末集中

(二) 明確な発注内容

発注内容を明確にするため、次のことが求められています。

① 親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう長期発注計画を提示し、発注の安定化に努めること。

② 発注内容を変更するときには、不当なやり直しが生じないように十分に配慮すること。

(三) 労務費上昇についての協議
親事業者は、取引対価の見直し要請があった場合には、協議に応じるものとされ、特に人手不足や最低賃金の引き上げなどによる労務費の上昇については、その影響を反映するよう十分に協議した上で取引対価を決定するものとされています。

三 しわ寄せ防止総合対策

(一) 概要

厚生労働省・中小企業庁・公正取引委員会においては、今年四月からの中小企業への時間外労働の上限規制の適用にあわせ、緊密な連携を図りながら「大

企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止のための総合対策」(しわ寄せ防止総合対策)が講じられ、次の四つを柱とした取組が行われています。

① 関係法令等の周知広報

労働局・労働基準監督署が、あらゆる機会を通じて、労働時間等設定改善法に加え、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」等についてもリーフレット等を活用した周知などを行う。

② 労働局・労基署等の窓口等における「しわ寄せ」情報の提供
下請等中小事業者から、大企業・親事業者の働き方改革による「しわ寄せ」に関する相談が寄せられた場合は、その情報を地方経済産業局に提供する。

③ 労働局・労基署による「しわ寄せ」防止に向けた要請・通報
労働局から管内の大企業等に向けた要請等を実施する。

下請事業者に対する監督指導

において、労働基準関係法令違反が認められ、背景に親事業者による下請法等違反行為の存在が疑われる場合には、公取委・中企庁に通報する。

④ 公取委・中企庁による指導及び不当な行為事例の周知・広報

大企業の働き方改革に伴う下請等中小事業者へのコスト負担を伴わない短納期発注等の下請法等違反の「しわ寄せ」については、公取委・中企庁が下請法等に基づき、厳正に対応する。

・実際の指導事例や不当な行為の事例(べからず集)の周知・広報を徹底する。

(二) 不当な行為事例

前記(一)④の「不当な行為事例」として掲げられているものを紹介します。

◇買いたたき

事例① 短納期発注を行い、受注者は休日対応することを余儀なくされ、人件費等のコストが大幅に増加したにもかかわらず、通常の単価と同一の単価を一方的に定めた。

◇減額

事例② 短納期発注に対する「特急料金」を支払わず、通常代金しか支払わない。

◇不当な給付内容の変更・やり直し

事例③ 配送業者のトラックを数台待機させることを契約で定めていたが、当日になって一方的にキャンセルし、その分の対価を支払わない。

◇受領拒否

事例④ 発注後、一方的に納期を短く変更し、受注者側は長時間勤務で対応したが納期に納入が間に合わず、納入遅れを理由に受領を拒否した。

◇不当な経済上の利益提供要請
事例⑤ 商品の発注に関するデータの自社システムへの入力業務を発注者自ら行うべきであるにもかかわらず、受注者に対して無償で行わせた。

これらは「働き方改革」を阻害する不当な行為とされ、「下請法や独占禁止法で定める禁止行為に該当する可能性がある」として注意喚起がされています。

高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン

労働災害による休業4日以上死傷者数のうち、60歳以上の労働者の占める割合が増加傾向にあることや労働災害件数が男女ともに若年層に比べ高年齢層で相対的に高いことから、厚生労働省において「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」が定められました（令和2年3月）。

これは、高年齢労働者が安心・安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点から、高年齢労働者の健康づくりを推進するために、高年齢労働者を使用する又は使用しようとする事業者と労働者に取組が求められる事項を具体的に示したものです。

1 事業者に求められる取組

高年齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、国や関係団体等による支援も活用して、実施可能な労働災害防止対

策に積極的に取り組むよう努めることとされました。

取組内容としては、安全衛生管理体制の確立等・職場環境の改善・高年齢労働者の健康や体力の状況の把握及びその状況に応じた対応・安全衛生教育が掲げられています。

2 労働者に求められる取組

事業者が実施する労働災害防止対策の取組に協力するとともに、自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むよう努めることとされました。

取組内容として、次のものが掲げられています。

- ・自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努める。
- ・日頃から運動を取り入れ、食習慣の改善等により体力の維持と生活習慣の改善に取り組む。

ガイドラインの内容は、厚生労働省ホームページに公開されています。

医療機関窓口における一部負担金の免除（協会けんぽ）

令和元年に発生した台風第19号で甚大な被害を受けた場合は、今年3月31日までの診療において、医療機関窓口での一部負担金等の支払いの免除が行われていたが、今年9月30日まで延長されました。

免除対象となるのは、次の2つの要件を満たす場合です。

- 1 令和元年10月12日に令和元年台風第19号に係る災害救助法の適用市町村に住所を有していた被保険者・被扶養者
- 2 令和元年台風第19号を原因として、住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした方・主たる生計維持者の業務廃止や休止、失職など一定の事項に該当する旨を医療機関の窓口で申し立てを行った方

なお、今年4月1日以降に医療機関窓口で一部負担金の免除を受けるためには所定の申請書を協会けんぽに提出し、交付を受けた免除証明書の提示が必要です。

不妊治療と仕事の両立

厚生労働省では、不妊治療について職場での理解を深めながら事業主の取り組みを促進し、仕事と不妊治療が両立できる職場環境の整備を進めるため、事業主や人事部門向けの「不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル」、同じ職場の上司や同僚向けの「不妊治療と仕事の両立サポートハンドブック」を作成し

ています。

このうち、事業主や人事部門向けの「マニュアル」では、不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりが離職防止や新たな人材の発掘といった企業のメリットにもつながることなどの支援の意義、両立支援制度の導入方法、企業の取組事例などが記載されています。

「マニュアル」、「ハンドブック」は、同省HPからダウンロードができます。

2025年問題



2025年問題とは

5年前の2015年に、第一次ベビーブーム世代が65～74歳の前期高齢者に達しました。そして5年後の2025年には、その世代の人たちが後期高齢者である75歳に達することになります。

総務省の推計では、2025年に75歳以上の後期高齢者は2,200万人に、65歳以上の高齢者は3,500万人を超えると推計されています。高齢者が増加すると、医療や介護の問題、労働力人口減少の問題など、様々な問題が起こりうるようになります。

医療・介護の問題

高齢者が増加することによる影響の一つに、医療・介護の問題があります。世帯主が65歳以上の世帯数は、2005年では約1,340万世帯でした。これが2025年には、約1,840万世帯に増加すると見込まれています。さらに、高齢者世帯の約7割が一人暮らしや高齢夫婦のみの世帯であり、今後も高齢者の一人暮らし世帯は増加することでしょう。介護が必要な人が増える一方で、介護をする人材は不足するので、適切な介護を受けられない人や介護施設に入所できない、いわゆる「介護難民」が急増することになります。在宅介

護も増えると思われませんが、高齢夫婦のみの世帯では、肉体的にも精神的にも負担が大きいと思われます。また、高齢者が増加することで、認知症の高齢者も増加することが考えられます。認知症の高齢者は2002年現在では約150万人でした。これが2025年には、約320万人に倍増すると予測されています。

介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、政府は2025年を目途に地域の包括的な支援・サービス提供体制「地域包括ケアシステム」の構築を進めています。

労働力人口の問題

これまで高齢化の問題は、高齢化が進む「速さ」が問題視されてきました。これが、今後は高齢化の「高さ」すなわち高齢者数の多さが問題となります。15～64歳のいわゆる生産年齢人口比率は、1995年には約70%ありました。これが2025年には60%を下回ると推計されています。

労働力人口の減少は、多くの業種に影響を及ぼしています。2025年には約583万人の人手が不足するとされていて、特に情報通信・サービス業や卸売・小売業の人手不足が懸念されています。労働力の減少は経済

成長率の鈍化、税収の減少にもつながっています。そうすると社会保障費が不足するため、さまざまな問題が発生することになります。

人手不足を解消するには、女性や60代後半の人、外国人の就労を増やすという方法が考えられます。例えば女性は、結婚や出産・育児が重なる30～40歳代で職を離れる人が多くみられます。子育てと就労を両立しやすい環境を今以上に整備する必要があります。

内閣府の調査によると、70歳になっても働きたいと考えている60歳以上の人は7割を超えているそうです。しかし、65～69歳の人で働いている人は、男性では6割、女性では4割にも達していません。もし65～69歳の人が働けるようになると、160万人以上の労働人口の増加が期待できるようです。

2009年には、労働力人口に占める外国人の割合は0.8%でした。これが、2025年には2.3%まで上昇する見込みになっています。しかし、アメリカをはじめ他の先進諸国に比べると、この割合はまだ低いものになっています。外国人が働きやすい環境を整備するため、法律や雇用制度の見直しをする必要があるでしょう。

買い物弱者とは

住んでいる地域で日常の買い物をしたり、生活に必要なサービスを受けたりすることに対して困難を感じている人を、「買い物弱者」といいます。全国的に人口が減少し、少子高齢化や過疎化が進んだため、流通機能や交通網が弱体化し、日常の買い物が困難な状況にある人が増えています。

日常の買い物が困難な状況になると、特に高齢者は外出頻度が低下することで生きがいや喪失したり、遠くまで買い物に行くことで転倒などのリスクが増大して、ひいては医療費や介護費の増加につながるものが懸念されます。

買い物弱者の実態

買い物弱者についての状況を把握するため、農林水産省では2011年度から全国1,741市区町村を対象にアンケート調査を実施しています。これによると、回答した市区町村の8割以上が、この問題に対する対策が必要であるとし、そのうちの約7割が何らかの対策を実施しているとしています。住民の高齢化や地元の商店街の衰退、店舗の廃業が、買い物弱者を生む主な原因だと認識しているようです。

農林水産省では、店舗まで500m以上でかつ自動車を利用できない65歳以上の高齢者を買い物弱者(食料品アクセス困難人口)と定義し、買い物弱者の問題が日本のどこで生じている

弱 買 い 者 物



かについて把握するため、食料品アクセスマップを作成し、ホームページで公開しています。また農林水産省は、農林水産情報交流ネットワーク事業のモニターを対象に、買い物と食事に関する意識・意向調査も実施しており、平成30年に調査結果を公開しています。

この調査によると、普段の食料品の買い物に不便や苦勞を感じている人は約3割いました。特に、買い物に行く時間的余裕がないことや店が近くにないことについて、不便や苦勞を感じているようです。

支援の取り組み

買い物弱者を支援する方法としては、商品を家まで届けることや近くに店をつくることなどが挙げられます。また、家から出かけやすくするといった取り組みも、支援につながっているようです。

例えば、山形県酒田市にある新聞販売店では、2013年から地場産品の宅配サービスを開始しました。週に

1回の配達ですが、高齢者や子育て中の主婦などに好評で、利用者は増加傾向にあるようです。

福岡県大野城市南地区では、食料品の宅配や移動販売、住民の移動支援について、NPO法人・企業・行政が協働して事業を行っています。食料品の販売は、市がカタログを作成・配布し、NPO法人が電話やFAXで商品の注文を受けます。商品は大手スーパーが宅配を行っています。また、移動支援については、地区のボランティアが交代で車両の運転を行っているようです。

今後の課題

買い物弱者の問題に対して国は対策に乗り出していますが、所管する官庁が総務省、経済産業省、農林水産省などにまたがるため、簡単には解決できないようです。

そもそも買い物弱者について明確な定義はありません。前述の農林水産省の定義と異なり、経済産業省では「60歳以上の高齢者人口」×「買物に困難を感じている人口」と答えた人の割合で算出したものを買い物弱者数としています。

買い物弱者の問題は、既に顕在化している山間部や農村部だけではなく、郊外のベッドタウンや大都市圏でも見られるようになることが予測されています。対策が行き届かず取り残される買い物弱者が出ないように、早めに対策を実施することが求められます。

線状降水帯

ここ数年、毎年のように日本各地で集中豪雨が発生しています。このとき積乱雲が次々と発生して列をなし、組織化した積乱雲群がみられることがあります。これを線状降水帯といいます。線状降水帯は、長さが50～300km程度、幅が20～50km程度の強い降水を伴う雨域で、多くの災害の原因になっています。

気象庁では、集中豪雨を「同じような場所で数時間にわたり強く降り、100mmから数百mmの雨量をもたらす雨」と定義しています。線状降水帯は、台風や熱帯低気圧本体による豪雨事例を除くと、集中豪雨事例の60%以上を占めています。特に、九州・沖縄地方の南日本で発生する集中豪雨事例のほとんどが、線状降水帯によるものです。

線状降水帯が形成される過程には、破線型とバックビルディング型の2つがありま

す。破線型は、前線に暖かく湿った風が流入することで、前線上に沿って個々の積乱雲が同時期に発生することを指します。2013年の台風26号に伴う伊豆大島の大雨は、破線型形成によるものとされています。

一方のバックビルディング型形成によるものの例としては、2014年8月に広島を襲った大雨が例として挙げられます。これは、積乱雲が激しい雨を降らせながら上空の風に流されて移動したあと、風上側にさらに積乱雲が発生して風下へ移動することを繰り返すことで、積乱雲が線状になることです。

気象庁では、過去の事例のデータを解析し、線状降水帯が発生しやすい6つの条件を見つけて、発生の予測に生かしています。九州付近では、かなり高い中率で線状降水帯の発生を予測しています。ただ、まだまだ空振り率も高く、精度を高めるための研究が進められています。

アクティブレスト

皆さんは、疲労を感じたときにはどのように対処されるでしょうか。睡眠をとることや家でゆっくり過ごすことで疲労回復につとめる方も多いと思います。プロスポーツ界で研究されてきた疲労回復法に、「アクティブレスト（積極的休養）」があります。アクティブレストとは、ストレッチやウォーキングなどの軽

い運動を行うことで、コンディションを向上させ、疲労回復を促進させることをいいます。疲労は、立ち仕事などのように同じ筋肉を使い続けることで筋肉が収縮し、血液循環が滞ることで老廃物が蓄積することが原因のひとつとされています。そこで、軽い運動やストレッチをすることで血行がよくなり、疲労物質の排出が促進され、疲労回復につながるようです。

MaaS

次世代の交通システムとして、世界中でMaaS（マース）が注目されています。

MaaSとは「Mobility as a Service」の略で、バスや電車・シェアサイクルなど様々な公共交通機関をITで結びつけて、効率よく移動できるようにするシステムです。

MaaSの先進国であるフィンランドでは、2017年から実用化されています。これは、MaaSアプリに目的地を入力すると、いくつかの経路と料金が提案され、希望のものを選ぶと決済まで行われるシステムです。

移動手段は公共交通機関だけではなく、カーシェアやシェアサイクルなども選択でき、レンタカーは車種も選べるようになっています。

日本では、鉄道会社や自動車会社などが中心となって研究が進められていて、首都圏では期間限定でMaaSの実験も始まっています。